

規約（会則）の作り方

規約（会則）は、団体の基本的な取り決めであり、会員全員で話し合い、決めていくものです。規約（会則）を一部の人以上だけで決めたり、役員しか知らないということがないようにしましょう。

団体の活動は、変化していくこともあり、状況によっては規約（会則）を見直し、改正することもあります。

◇規約には次のような項目が必要でしょう。

項 目	内 容
① 名 称	団体を表現するのにふさわしい名称をつけます。
② 団体所在地	代表者宅におく場合が多いのです。
③ 目 的	目的を明確にすることにより、会員が共通の意識を持って活動できます。
④ 活動内容	団体の目的を実現するために活動する内容を具体的に示します。
⑤ 会員及び入退会	会員は平等の権利と責任を持ちます。開かれた社会教育関係団体は、目的に賛同する人なら誰でも入会できることが原則で、退会は会員の自由意思により決めます。
⑥ 役員と役割	会長・副会長・会計・会計監査などの役員を団体の活動に合わせて置き、役割と任期を定めます。選出の方法は、会員全員が参加する総会で投票、推薦などがあります。
⑦ 経費・会計	会員の総意により平等に負担し、会員に報告します。
⑧ 会 議	総会（定期・臨時）、役員会など、団体運営に必要な会議を設けます。年に1度は、総会を開催します。
⑨ 規約（会則）の改正	どういうルールで改正できるのかを明確にしておきます。改正は、総会で十分話し合い、慎重に行います。
⑩ 施行日	規約（会則）の取り決め、実際に実行する日を明記します。

みなさんで知恵を出し合い、団体にふさわしい規約をつくり、活動を進めていきましょう。